

## 長浜市放置自転車等移動・保管公告

長浜市自転車等放置の防止に関する条例（平成 18 年長浜市条例第 82 号）第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり自転車を移動し保管しましたので、同条例第 1 2 条第 1 項の規定により公告します。

令和 8 年 5 月 2 6 日

長浜市長 浅見 宣義

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 移動理由        | 市道上に放置されていたため                                 |
| 2 移動区域        | 放置禁止区域外（長浜市元浜町地先）                             |
| 3 移動日         | 令和 8 年 5 月 7 日                                |
| 4 保管期間        | 公告の日から 3 か月                                   |
| 5 保管場所        | 今川雪寒基地（長浜市今川町 1 7 6 番地 1）                     |
| 6 返還日時        | 業務日の午前 9 時から午後 4 時 4 5 分までの時間                 |
| 7 返還手続        | 長浜市自転車等放置の防止に関する条例施行規則第 6 条及び第 7 条による         |
| 8 引取りのない場合の措置 | 長浜市自転車等放置の防止に関する条例第 1 2 条第 4 項による             |
| 9 連絡先         | 長浜市都市建設部道路河川課<br>電話番号 0 7 4 9 - 6 5 - 6 5 3 2 |